

2.7(水)
申告相談
スタート

確定申告が始まります！

今年も確定申告の季節を迎えました。市が行う市・県民税申告相談会を、2月7日(水)から3月15日(木)まで開催します。今回の申告から窓口延長の相談会場が一部変更となっております。(詳細は6・7ページ参照)
なお、税務署での確定申告会場の開設期間は、2月16日(金)から3月15日(木)までとなっております。(消費税の申告期限は4月2日(月)まで)

1 確定申告 (所得税・復興特別所得税)

所得税・復興特別所得税(以下「所得税等」)の確定申告は、昨年1年間の所得金額と、それに対する所得税等の額を計算し、源泉徴収された税金などとの過不足を精算する手続きです。
※確定申告の必要がない場合でも市・県民税の申告は必要となる場合があります

《確定申告が必要な人》

事業所得や不動産、配当、その他の雑所得、一時所得、不動産の売却等による所得がある場合で、所得金額の合計額が所得控除額の合計額を超える人。
●給与所得者の場合
給与所得者の所得税は、通常、年末調整で精算されるので

確定申告をする必要はありませんが、次のような人は確定申告が必要となります。
①給与収入金額が2千万円を超える人
②給与を1カ所から受けていて給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

●年金所得者の場合
公的年金等の収入金額が40万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種所得金額の合計額が20万円以下である場

合は、確定申告は必要ありません。なお、所得税等の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要となります。

《ホームページで申告》

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力し、確定申告書を作成できます。作成した申告書は、印刷して郵送で提出することもできます。また、インターネットを利用して「e-Tax」での申告申請、届出もできます。マイナンバーに関する本人確認書類の提示や写しの提出は不要で、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができますので、ぜひご利用ください。

《税務署で相談会を実施》

税務署では、パソコンを使って所得税等・消費税等および贈与税の申告書を自分で作成するための相談会を実施します。
●期間 2/16(金)～3/15(木) (土・日曜日を除く)
●相談時間 9:00～17:00
※受付は16:00まで
●会場 長門税務署

2 市・県民税申告

市・県民税申告は、平成30年度の市・県民税の算定の基となる昨年1年間の所得金額などを申告するものです。

《市・県民税申告が必要な人》

平成30年1月1日現在において、市内に住所のある人は、原則として申告をしなければなりません。
収入が何もなく、誰にも扶養されていない人が申告をしないと、国民健康保険等の各種保険

料や、保育園・公営住宅等の料金が正しく算定できないなど、各種給付などの行政サービスを適切に受けられない場合があります。また、収入が障害年金や遺族年金のみといった人も申告が必要となりますので、必ず申告をしてください。
市・県民税申告は、郵送で提出もできます。1月に「広報ながと」と一緒に配布した「市・県民税申告特集号」をご覧ください。

※市・県民税申告をする必要がない人

- ①所得税の確定申告をする人
- ②給与所得のみで年末調整の済んでいる人
- ③収入が公的年金のみで、公的年金の源泉徴収票の内容に変更のない人
- ※②・③の人で、所得控除の対象として配偶者控除・扶養控除・社会保険料控除・生命保険料等控除・医療費控除・寡婦(夫)控除などを変更する人は申告が必要です

《申告相談に来られる人へ》

①青色申告者は税務署で確定申告をしてください

②事業所得や不動産所得があり、記帳の整理が済んでいない人、また医療費控除を受けようとする場合で、医療を受けた人や医療機関ごとの領収書の整理・集計が済んでいない人は、スムーズな申告ができませんので、事前に準備をお願いします

③上場株式等に係る配当所得等のある人は、所得税と住民税で異なる課税方式を選択できます。納税通知書が送達される日までに住民税申告書を提出することで、所得税と異なる課税方式を選択することができます

できますので、利用される場合は申告相談の際に申し出てください

《問い合わせ》

④申告内容によっては市の相談会場では受け付けることができないものもありますので、事前にお問い合わせください
●所得税等について
長門税務署(確定申告テレフォンセンター)
Tel 22・2441
●市・県民税について
Tax 23・1124

ここに
注意!

マイナンバー(個人番号)の記載が必要です

成りすましなどの被害を防止するため、申告にはマイナンバー(個人番号)による本人確認が必要となります。

- 必要なもの(①②のどちらか)
①「マイナンバーカード」の提示
②「マイナンバー通知カード」とあわせて運転免許証、健康保険証、パスポートなどの提示
※申告書には、配偶者・扶養親族・事業専従者のマイナンバーも記載しますので、事前にナンバーを確認の上、会場にお越しください

新制度

セルフメディケーション(医療費控除の特例)が利用できます

国が定める健康診査などを受けている人が、特定一般用医薬品を年間12,000円を超えて購入した場合には、その購入費用(年間100,000円を限度)のうち12,000円を超える額について、所得控除の適用を受けることができます。なお、この特例の適用を受ける場合は、現行の医療費控除の適用を受けることができませんので、ご注意ください。

※特定一般用医薬品とは、要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療用保険給付の対象外のものを除きます)をいいます

特例制度

ふるさと納税ワンストップサービス特例制度が利用できます

もともと確定申告をする必要がない給与所得者で、ふるさと納税の寄付先が5団体以下の場合、寄付金税額控除に係る申告特例申請書を提出すれば、確定申告は必要ありません。

※医療費控除等を別に申告をする必要がある人は特例制度が使えませんので、すべての寄付金の領収書を持参の上、申告をしてください

日置地区

2月26日(月)からスタートします。

月/日	曜	会場	午前(9時~12時)	午後(13時~16時)
2/26	月	日置支所	黄波戸1~5区	長崎、矢ヶ浦、茅刈
27	火	日置支所	黄波戸口、堀田、亀山	亀山団地、大内山上、大内山下
28	水	日置支所	古市新町、古市原小路、新市	古市上、古市下、畑、国広、農土園
3/1	木	日置支所	上城、小野地	狩宿、一円
2	金	日置支所	向田、川原、日置中村	真口、東坂本、西坂本
3	土			
4	日			
5	月	日置支所	炭床、北山、野田北、野田南、雨乞	長行
13	火	物産観光センター	—	★時間延長(16時~19時)※全地区
14	水	物産観光センター	—	★時間延長(16時~19時)※全地区
15	木	物産観光センター	予備日(指定日に来れない人:全地区)	

油谷地区

2月7日(水)からスタートします。

月/日	曜	会場	午前(9時~12時)	午後(13時~16時)	
2/7	水	宇津賀集落センター	東立石、西立石	大畠、青村	
8	木	宇津賀集落センター	上津黄、東津黄、西津黄	東後畑、小田	
9	金	向津具公民館	大浦東	大浦西、油谷	
10	土				
11	日	建国記念の日			
12	月	振替休日			
13	火	向津具公民館	大和、南方、本郷	山崎、水岬、上野西	
14	水	向津具公民館	田久道、白木	久津	
15	木	油谷支所	中ノ森、川尻東	上野東、川尻西	
16	金	油谷支所	稲石、新別名	駅通、大迫	
17	土				
18	日				
19	月	油谷支所	東大坊、坂根、山根、二ノ瀬	人丸、芝崎、大坊、田上	
20	火	油谷支所	亀田、植松、荒人	長久、杣地、有宗、広中	
21	水	油谷支所	札幌、河原浦、大江	浅井、尾崎、里、伊上浦、岡、宮ノ馬場	
22	木	油谷支所	上り野、前方、須方、綾湖、貝川	上蔵小田、下蔵小田	
23	金	油谷支所	油谷中畑、渡場、掛淵	赤屋、木吹、大川尻	
3/13	火	物産観光センター	—	★時間延長(16時~19時)※全地区	
14	水	物産観光センター	—	★時間延長(16時~19時)※全地区	
15	木	物産観光センター	予備日(指定日に来れない人:全地区)		

確定申告、市・県民税申告に必要なものチェックリスト

チェック	対象	必要なもの
	全員	①マイナンバーカード もしくは ②マイナンバー通知カードと免許証や保険証などの身分の確認ができるもの
	全員	認印
	全員	給与や公的年金の源泉徴収票(原本)※コピー不可
	各種事業所得のある人	各種収支内訳書(帳簿の記帳を済ませて収入・経費ごとに集計、領収書は必ず持参)
	農業、不動産などの事業用 固定資産償却費がある人	昨年5月に固定資産税納付書に同封した固定資産税課税明細書
	社会保険料控除や生命・地 震保険料控除を受ける人	各種支払証明書や領収書
	障害者控除を受ける人	障害者手帳など
	住宅借入金等特別控除を受 ける人	住宅借入金の年末残高証明書、住宅借入金等特別控除証明書 ※初めて住宅借入金特別控除を受ける人は、税務署で確定申告をしてください (住民票の写し、登記簿謄本または抄本、収入印紙貼付済みの請負契約書または売 買契約書の写しなどが別途必要です)
	医療費控除を受ける人	領収書や支払証明書(医療を受けた人や医療機関ごとに整理・集計すること)
	所得税が還付される場合	本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの

※上記のほか、申告に必要な書類をご持参ください

平成30年度 市・県民税申告相談日程

- 3月13日(火)・14日(水)は時間を延長して申告相談を受け付けます(地区の指定はありません)
・受付時間 16:00~19:00 ・会場 長門市物産観光センター2階会議室
- 指定日に来られない場合は、3月15日(木)に受け付けます
- 申告相談期間中、市役所税務課や各支所での申告相談はできません

長門地区

2月20日(火)からスタートします。

鳥越1・2区、白濁1・2・3区の申告会場は物産観光センターに変更となりました。

月/日	曜	会場	午前(9時~12時)	午後(13時~16時)
2/20	火	通出張所	通4~7区	通1~3区
21	水	通出張所	通12~16区	通8~11区
22	木	仙崎公民館	祇園町区、大日比区	南町区、大泊区
23	金	仙崎公民館	新屋敷町区、新開町区	青海区
24	土			
25	日			
26	月	仙崎公民館	栄町区、本町区、北本町区、洲崎町区、 今浦町区、鍛冶屋町区	中新町区、新町区、幸町区、旭町区、錦 町区
27	火	俵山公民館	木津区、郷区	黒川区、大羽山区
28	水	俵山公民館	小原区、湯町区	上政区、上安田区、下安田区、七重区
3/1	木	物産観光センター	山小根区、渋木中区、大埤区、坂水区	渋木1~3区、真木区
2	金	物産観光センター	鳥越1区・2区	白濁1区・3区
3	土			
4	日			
5	月	物産観光センター	中山区	藤中区、白濁2区
6	火	物産観光センター	田屋区	正明市1~5区
7	水	物産観光センター	上郷区、下郷区、下川西区、上ノ原区	後ヶ迫区、開作区、境川区
8	木	物産観光センター	緑ヶ丘区、駅前区、湊1東区、湊1西区	湊2区、湊中央区、湊3区
9	金	物産観光センター	板持1区・4区	板持2区・3区
10	土			
11	日			
12	月	物産観光センター	上川西2区・3区	上川西1区
13	火	物産観光センター	殿台区、小河内区、大河内区	江良区 ★時間延長(16時~19時)
14	水	物産観光センター	河原区、三ノ瀬区	門前区、湯本区 ★時間延長(16時~19時)
15	木	物産観光センター	予備日(指定日に来れない人:全地区)	

三隅地区

2月7日(水)からスタートします。

月/日	曜	会場	午前(9時~12時)	午後(13時~16時)	
2/7	水	三隅支所	野波瀬(1~7班)	野波瀬(8~15班)	
8	木	三隅支所	滝坂、一の瀬、三隅中畑、杉山、樺の木、麓	宗頭、兎渡谷	
9	金	三隅支所	上中小野、辻並、大竹	下中小野、正楽寺、生島	
10	土				
11	日	建国記念の日			
12	月	振替休日			
13	火	三隅支所	浅田	市、久原	
14	水	三隅支所	三隅中村	湯免、土手、津雲、飯井	
15	木	三隅支所	小島、二条窪	向山、平野	
16	金	三隅支所	豊原(上蓼原・下蓼原、片川、新町、駅前)	豊原(東、沖、上、中、下、西)	
17	土				
18	日				
19	月	三隅支所	上東方、下東方、殿村新開、向開作	沢江、上ヶ	
3/13	火	物産観光センター	—	★時間延長(16時~19時)※全地区	
14	水	物産観光センター	—	★時間延長(16時~19時)※全地区	
15	木	物産観光センター	予備日(指定日に来れない人:全地区)		